

福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(143)

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

対象者

住民税が課税されて
いない方

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方
(扶養されている方)
- ・生活保護の受給者 などは対象外

対象者

中学生以下の児童がいる
子育て世帯

両方とも受給可
(※)

高所得世帯

〈イメージ〉

(※) 平成 27 年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができますが、それぞれの申請が必要です。

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

- ・平成 27 年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
(住民税において、どなたかの扶養となっている場合)
- ・生活保護の受給者である場合 など

は対象となりません。

●支給額

- ・1人につき 6,000 円

●基準日

- ・平成 27 年 1 月 1 日